



# 鳥取県公報

平成 28 年 11 月 22 日(火)  
第 8 8 5 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (701) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	土地改良区の解散 (702) (農地・水保全課) . . . . . 2
	遊漁規則の変更の認可 (703) (水産課) . . . . . 2
	小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (704) (〃) . . . . . 3
	都市計画の変更 (705) (技術企画課) . . . . . 4
	鳥取県立大山駐車場の利用料金の一部改正 (706) (西部総合事務所地域振興局) . . . . 4
◇ 公 告	都市計画区域の変更 (2 件) (技術企画課) . . . . . 5
	都市計画の変更案の縦覧 (〃) . . . . . 5
	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (情報政策課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第701号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社智頭福祉サービスあたご	デイサービスセンターあたご	八頭郡智頭町智頭1547	平成28年9月30日	平成28年10月31日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、社土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第703号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所  
日野川水系漁業協同組合  
米子市熊党323-1
- 2 漁業権の免許番号  
共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る改正の内容

平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前	
3(1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略 ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁を中欄に掲げる漁具又は漁法により行 <del>って</del> はならない。			3(1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略 ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。） <u>以外の漁法により行</u> ってはならない。	
区域	禁止する	期間	区域	期間

	漁具又は 漁法			
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	さ お 釣 (友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁具又は漁法	6月1日から9月25日まで	日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	6月1日から9月25日まで
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域			日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域	
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域			日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域	
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域			日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域	
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域			西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域	
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域			西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	
米子市車尾における車尾堰から下流の区域	全ての漁具又は漁法	11月1日から翌年1月31日まで		
エ～サ 略 (4) 略			エ～サ 略 (4) 略	

4 改正後の遊漁規則の施行の日  
平成29年11月1日

鳥取県告示第704号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成28年11月22日から12月6日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第705号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
米子市二本木、同市淀江町佐陀字藤ノ木及び字榎田
- 3 縦覧場所  
鳥取県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市都市計画課（米子市加茂町一丁目1）

**鳥取県告示第706号**

平成21年鳥取県告示第212号（鳥取県立大山駐車場の利用料金）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）第11条第2項の規定に基づき平成28年11月7日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																	
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 大山国立公園駐車場</p> <p>ア 大山スキー場の営業を開始する日から翌年の大山スキー場の営業を終了する日までの期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下「日曜日等」という。））</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1 2日以上継続して利用する場合は、2日目以降の入場時間は午前0時とみなす。</u></p> <p><u>2 年末年始は、12月29日～1月3日までの期間とする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 大山屋内駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車（日曜日等）</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用車（日曜日等）</td> <td>1台1日につき</td> <td>1,000円（2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下「日曜日等」という。））	略		略			区分	単位	金額	乗用車（日曜日等）	略		乗用車（日曜日等）	1台1日につき	1,000円（2	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 大山国立公園駐車場</p> <p>ア 大山スキー場の営業を開始する日から翌年の大山スキー場の営業を終了する日までの期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。））</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>2日以上継続して利用する場合は、2日目以降の入場時間は午前0時とみなす。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 大山屋内駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。））	略		略			区分	単位	金額	乗用車	略	
区分	単位	金額																																
乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下「日曜日等」という。））	略																																	
略																																		
区分	単位	金額																																
乗用車（日曜日等）	略																																	
乗用車（日曜日等）	1台1日につき	1,000円（2																																
区分	単位	金額																																
乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。））	略																																	
略																																		
区分	単位	金額																																
乗用車	略																																	

外の日)	き	日目以降も 同額)	
(3) 略			(3) 略
2 略			2 略

## 附 則

この告示は、平成28年11月22日から施行する。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、米子境港都市計画区域を変更したので、次のとおり公告する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画区域の名称  
米子境港都市計画区域
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域  
米子市淀江町佐陀字藤ノ木及び字榎田

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、淀江都市計画区域を変更したので、次のとおり公告する。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画区域の名称  
淀江都市計画区域
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域  
米子市淀江町佐陀字藤ノ木及び字榎田

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
倉吉市太平町、上井及び山根
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間  
平成28年11月22日から同年12月6日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開

発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社 ジャパンインベストメントアドバイザー 代表取締役 白岩 直人	東京都千代田区霞が関三丁目2-1	米子市福万猩ヶ峰五地内	太陽光発電設備の設置	7.2410ヘクタール	3.8609ヘクタール	1.7853ヘクタール	平成27年9月25日から平成29年1月31日まで	平成28年11月10日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成28年11月22日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 平成28年12月26日（月） 午前10時から午後3時まで  
 (2) 開催場所 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間  
 (2) 講習課目  
 ア 空気銃の所持に関する法令  
 イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 9,700円  
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
 この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 仮想化ソフトウェアライセンス等調達業務 一式          |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                          |
| 3 落 札 日                | 平成 28 年 9 月 30 日                |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町 50       |
| 5 落 札 金 額              | 110,160,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成 28 年 9 月 16 日                |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                        |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目 220     |